

遊佐町告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、次の案件を付議するため、第553回遊佐町議会臨時会を令和4年1月21日遊佐町役場に招集する。

令和4年1月14日

遊佐町長 時田 博機

## 第553回遊佐町議会臨時会会議録

### 議事日程（第1号）

令和4年1月21日（金曜日） 午前10時 開議（本会議）

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

※専決処分の審議及び採決

日程第 3 議第1号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について

日程第 4 議第2号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について

日程第 5 議第3号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認について

日程第 6 議第4号 鳥海ふれあいの里保養施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

※補正予算の審議及び採決

日程第 7 議第5号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第10号）

☆

本日の会議に付した事件

（議事日程第1号に同じ）

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1 番	本 間 知 広 君	2 番	那 須 正 幸 君
3 番	佐 藤 俊 太 郎 君	4 番	佐 藤 光 保 君
5 番	齋 藤 武 君	6 番	松 永 裕 美 君
7 番	菅 原 和 幸 君	8 番	赤 塚 英 一 君
9 番	阿 部 満 吉 君	10 番	高 橋 冠 治 君
11 番	齋 藤 弥 志 夫 君	12 番	土 門 治 明 君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時 田 博 機 君	副 町 長	池 田 与 四 也 君
総務課長	中 川 三 彦 君	企画課長	佐 藤 光 弥 君
産業課長兼 農委事務局長	渡 会 和 裕 君	地域生活課長	畠 中 良 一 君
健康福祉課長	池 田 久 君	町民課長	後 藤 夕 貴 君
会計管理者 教育委員会 教育課長	舘 内 ひろみ 君 菅 原 三 恵 子 君	教 育 長	那 須 栄 一 君

☆

出席した事務局職員

事務局長 高 橋 善 之 議事係長 東海林 エリ 主任 瀧 口 めぐみ

☆

本 会 議

議 長（土門治明君） おはようございます。ただいまより第553回遊佐町議会臨時会を開会いたします。  
（午前10時）

議 長（土門治明君） 本日の議員の出席状況は、9番、阿部満吉議員が所用のため遅参、その他全員出席しております。

なお、説明員としては、町長以下全員出席しておりますので、ご報告いたします。

また、本臨時会には、各行政委員会の委員長、会長等の出席要求はいたしておりませんので、ご報告いたします。

上衣は自由にしてください。

また、発言する際、マスクは自由に外してください。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、遊佐町議会会議規則第127条の規定により11番、斎藤弥志夫議員、1番、本間知広議員を指名いたします。

日程第2、本臨時会の会期についてを議題といたします。恒例により、議会運営委員会、高橋冠治委員長より協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会、高橋冠治委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長（高橋冠治君） おはようございます。第553回遊佐町議会臨時会の運営について、昨日1月20日午前10時から議会運営委員会を開催し、協議した結果、次のとおり意見決定しましたので、ご報告いたします。

初めに、本臨時会の会期については、本日1月21日限りといたしました。

審議日程につきましては、お手元に配付のとおりでございますが、まず議会の構成、次に専決処分4件、補正予算1件を一括上程し、専決処分4件、補正予算1件の審議及び採決を行い、第553回臨時会を閉会したいと思います。

なお、本臨時会では常任委員会を開催せず、本会議で審査いたしますので、所管にかかわらず質疑を行ってもよいということにいたしました。

議員各位のご協力をお願いいたします。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日は所管にかかわらず質疑を許可いたします。

また、本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3から日程第7まで、議第1号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認についてほか専決処分3件、議第5号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第10号）を一括議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

高橋議会事務局長。

事務局長（高橋善之君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長（時田博機君） おはようございます。提案理由を申し述べます前に、先ほど議長、議運の委員長より了解を得ましたので、私から報告をさせていただきたいことがございます。

臂曲の岩石採取の訴訟の係争中でありましたが、最高裁より通知がありまして、1月25日午後3時で第3小法廷で判決を申し渡すとの通知をいただきました。まさに長年の間、係争してきたことについて、私

も被告になってから丸6年かかっていますが、判決を申し渡すとの連絡が来ております。議員各位には判決文のコピーを遅滞なくお届けする予定でありますし、後日に詳細についての説明の機会を設定したいと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、提案理由を申し述べます。議第1号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について。本案につきましては、国の令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用による子育て世帯等臨時特別支援事業に対応するための補正予算が必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものであります。歳入歳出予算の総額に7,700万円を増額し、歳入歳出予算の総額を103億800万円としたものであります。

歳入につきましては、総額7,700万円の増額で、内訳は全額国庫支出金であります。

一方、これに対応する歳出につきましては、総額7,700万円の増額で、内訳は子育て世帯等臨時特別支援事業に対応するものであります。

続きまして、議第2号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について。本案につきましては、国の令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用による子育て世帯等臨時特別支援事業の先行給付に追加し、一括給付とするため補正予算編成が必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものであり、歳入歳出予算の総額に7,900万円を増額し、歳入歳出予算の総額を103億8,700万円としたものであります。

歳入につきましては、総額7,900万円の増額で、内訳は全額国庫支出金であります。

一方、これに対応する歳出につきましては、総額7,900万円の増額で、内訳は子育て世帯等臨時特別支援事業に対応するものであります。

議第3号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認について。本案につきましては、国の令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用による住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業に対応するため補正予算の編成が必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものであり、歳入歳出予算の総額に1億6,400万円を増額し、歳入歳出予算の総額を105億5,100万円としたものであります。

歳入につきましては、地方交付税で52万1,000円、国庫支出金で1億6,347万9,000円をそれぞれ増額し、歳入補正総額で1億6,400万円を増額補正したものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、総額1億6,400万円の増額で、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業に対応するものであります。

議第4号 鳥海ふれあいの里保養施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について。本案につきましては、鳥海ふれあいの里保養施設鳥海温泉保養センターあぼん西浜について、利用実態に即し、利用料金を改定したく、鳥海ふれあいの里保養施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したため、その承認について提案するものであります。

議第5号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第10号）。本案につきましては、新型コロナウイルス感染症の終息がいまだに見通せない中、国の補正予算の成立に伴い地域経済対策に要する経費を計上するとともに、除雪経費等の緊急を要する事業等を補正するものであり、歳入歳出予算の総額に3億200万円を増額し、歳入歳出予算の総額を108億5,300万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金などの国庫支出金で1億904万8,000円を増額、寄附金で2億円を増額、繰入金で704万8,000円を減額し、歳入補正総額で3億200万円を増額補正するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、ふるさとづくり寄附金事業などの総務費で2億456万4,000円を増額、民生費で400万円を増額、商工費で6,431万9,000円を増額、土木費で3,000万円を増額、公債費で88万3,000円を減額し、歳出補正総額で3億200万円を増額計上するものであります。

以上、専決予算案件3件、専決条例案件1件、補正予算案件1件についてご説明申し上げました。詳細につきましては、所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいようお願い申し上げます。

以上であります。

議長（土門治明君） 専決処分の審議を行います。

日程第3、議第1号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第1号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

日程第4、議第2号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 私から該当の世帯というか、人数、これの7号との差、これの理由についてご説明いただきたいと思います。

議長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） お答えいたします。

最初の7号の人数につきましては、対象の児童数で計算されていますけれども、児童数につきましては1,487名ということで給付金を計算……すみません。世帯については……すみません。人数の違いということでよろしかったですね。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 頂いている概要のほうに出ている人数が、7号のほうは1,487人ですか、それで8号のほうは1,587人となっていますので、その差を。

議長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 当初1,487名ということで人数については算出したところであります。内訳としましては、町で支給している児童手当が1,039名、それから公務員ということで、これについては国で出している安全率というものがあまして、その数字を最初の1,039名のほうに掛けた人数で104名、9月1日からの生まれてくる子供28名で、高校生だけの人数ということで316名、合わせて1,487名ということでまず計算させていただいたところでありますけれども、この中に公務員の世帯というのはこちらのほうで把握しておりません。なので、なかなかつかめないところもありました。そして、もう一つ、保護者が遊佐町在住で、児童あるいは高校生とか町外にいる場合も遊佐町のほうで支給することにはなるのですが、その方々については住民基本台帳のほうには載っていないものですから、人数を把握できない状況でもありました。そのなかなか把握できない部分についてさらに精査を加えた結果、最初の1,487名では不足分が生じる可能性も出てきたということであります。その分について、40人がその人数でありますけれども、それについて第8号のほうで追加をさせていただきまして、5万円の2回分ということで、80名増えたところであります。

以上です。

議長（土門治明君） これにて4番、佐藤光保議員の質疑を終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第2号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

日程第5、議第3号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） この事業でいえば、やはり世帯数の関係なのですが、給付事業費158500千円というふうになっていますが、1,585世帯というふうには理解するわけですが、これの7号、8号との重複

の具合はどのようなものなのか、ほとんど重複しているということなのか、そのところをお伺いしたい  
と思います。

議 長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 7号、8号につきましては、子供に対する給付でございます。9号につきましては、事業名は子育て世帯と頭についているのですが、実際は非課税世帯への給付になりますので、その重複については、まるっきり別の要綱で支給するような形になりますので、重複についての把握はいたしておりません。

議 長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） それは把握の具合を、実際把握しているかどうかということの実態を把握していないということで、全然重複していないという答えではないのですね。

議 長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 子育て世帯で非課税であれば、9号の給付金は支給いたしますし、子育て世帯であっても非課税でなければ支給の対象にはなりませんので、そういう制度でございます。

議 長（土門治明君） 佐藤光保議員。3回目です。

4番（佐藤光保君） 私がお尋ねしたかったのは、実質として対象が重複しているものなのかどうかという、その重複の具合がどの程度のものなのかということが分かればお聞きしたいと。

議 長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 重複している可能性は十分あるかと思います。ただ、その状況、世帯数、割合等については把握してございません。

議 長（土門治明君） これにて4番、佐藤光保議員の質疑を終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第3号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

日程第6、議第4号 鳥海ふれあいの里保養施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

2番、那須正幸議員。

2 番（那須正幸君） それでは、少し内容が分かりにくいので、詳細をちょっとお聞きしたいと思えます。

現在あぼん西浜の料金は、令和元年に改正をされておまして、大広間が250円、個室使用料が700円となっております。なぜ今ここで条例改正、専決という経緯になったのか、その辺のところの詳しい詳細をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議 長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 事前に議員の皆さんにも情報提供させていただいた中にも記載をしておりますけれども、昨年12月の頭に大平山荘個室化に伴いまして、来年からの大平山荘の料金の改定につきまして、町のほうと相談、協議を行ったところです。そのときにほかの料金について確認したところ、あぼんの大広間の使用料、それから個室の使用料につきまして、条例より高い使用料ということで設定してあったということが判明をいたしました。そのため、早急にその相違を是正するというところで、専決の条例改正をさせていただいたということになります。

議 長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2 番（那須正幸君） 文書等を少しは頂いておりましたが、これが私たちの手元に来たのは1月の中頃でした。今課長からお話がありまして、12月の初めにはこの状況は把握していたというお話でしたが、本来もう少し詳細な説明を我々にもしてほしかったなと思っていたところでありました。

また、なぜ今このタイミングでこの臨時会にかかったのか、その辺の経緯もちょっとお聞きしたいと思います。

議 長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 最初、条例とのずれが分かったという段階で情報提供させていただければよかったということもありますけれども、その事実確認、前後の状況等の事実確認も何もなかったものですから、その辺の事実確認を行うとともに、対応策どうしていけば、今後どうするのかという対応策等についても検討をしておりました。また、法的な判断につきましては町の顧問弁護士にも相談するなど一定の時間がかかってしまったということもございます。こういった状況、細かい状況とか、これからの対応等何も無い状態で情報提供するよりは、方針が決まってからのほうがいいかなということで、このタイミングになってしまったということになります。

以上です。

議 長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。3問です。

2 番（那須正幸君） 課長から経緯は説明をしていただきました。私たちに来た文書の中には、ちょっと確認をしたいのですが、条例違反の状況という言葉があります。また、その中には改正漏れの状態という、またもう一つは条例に反する事態が発生したと、3つ分かれてあるのですが、どれが本当なのかというところの推移と、この鳥海ふれあいの里に関しましては町が業務委託を行っております、株式会社に。条例とちょっと金額が違うのではないかと、2年くらい前になりますので、そういったところ、利用者はいるはずですので、そういったところへやはり周知というのは行わないのでしょうか。この議会で専決をやって終わりという形になるのでしょうか。その辺のところをお聞きしたいと思います。

議 長（土門治明君） 佐藤企画課長。



企画課長（佐藤光弥君） 情報提供の中でも記載をしておりますけれども、上限を定めた条例を超えた料金になっていたということにつきましては、条例違反というか、条例に反しているということになってしまいます。

ただ一方で、利用者の方には、令和元年の9月に料金を上げるということを株式会社さんのほうで決定した際に、9月からあぼん館内に料金値上げの周知、それからあぼんの送迎バスのほうにも料金の値上げの周知を行って、利用者の方には料金の値上げについてはご理解いただいて、12月から利用していただいているということになっているかと思えます。弁護士さんとの相談の中でも、条例はあるわけですけども、あぼんの利用に関しては民法上、私の法上、私法上の契約ということになるので、そこはお互いに利用者の方もその料金について納得して利用されているということもありますので、遡及して改正も、そういう方法もあるのではということをご指導をいただいております。

以上です。

議長（土門治明君） これにて2番、那須正幸議員の質疑を終了いたします。

3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 鳥海ふれあいの里保養施設の設置及び管理に関する条例、これの第10条、利用料金については、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものと明記されてございます。これについて周知をされていたとは思いますが、この第10条に反して定められた料金について、指定管理者は失念をされたのでしょうか、それとも不知だったのでしょうか、その点いかがでございませうか。

議長（土門治明君） 池田副町長。

副町長（池田与四也君） 株式会社代表取締役としての答弁をさせていただきます。

経緯については資料、それから先ほど来の企画課長の答弁にあったとおりでありまして、言わば初歩的な事務処理が十分なされていなかったと。平たく言えばハウレンソウという部分も含めてということになります。ただいまご指摘あったとおり、条例、それから指定管理の基本協定、あるいは年度協定、あるいは仕様書の中でこういった利用料金等の見直しを図ろうとする場合、町との協議が、これは必須とされておりますが、残念ながら、その時点で内部的にはしっかりと協議を進め、そして稟議という形で決裁の手続は踏んでおりましたが、残念ながら町との協議の部分が抜け落ちていたと。私も確認しました。確認というのは役員、それから支配人、関係者に全員に聞き取りをして、また資料の点検もしてもらいました。常識的に考えれば、当然の手続を踏んでおらなければならなかったわけでありまして、そういう行為がなされていなかった。失念というよりは、やはり最初に申し上げたとおり初歩的なところの認識が当時抜け落ちていたというふうに社長なりに理解をしております。当時の責任者も猛省という言葉を使って、こうした条例に違反した実態、もっともっと町としっかりと情報を密にする必要があった、もうこれは必須であったというふうな反省を込めて猛省をしておるといふふうなコメントもいただいております。これは、誰が悪かったと今さら申すものではないかなと思えます。現在の私の立場として、本当に弁解の余地がございません。本当に申し訳ありませんでした。二度とこのようなことがないように、もう既にいわゆる再発防止の取組はしっかりと取っておりますので、このたびのことは本当に心からおわびを申し上げたいと思えます。

以上です。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） この対応としては、料金に関しては令和元年の10月1日に遡るといようなご説明でございますけれども、憲法84条関係に抵触するのではないかという危惧を私は持っておりますが、憲法84条との兼ね合いはいかにお考えでございますでしょうか。

議長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） ちょっと憲法84条については承知をしていないところですが、法令の遡及適用ということかと思っておりますけれども、遡及適用によって不利益を講ずるような場合は遡及適用できないということは十分認識しております。税金とか、一方的に行政のほうから個人のほうに課する分については遡及適用が、それはできないだろうということでの認識はございます。民法上でお互いに納得して料金を払っていただいている、不利益ということではなくて、そういった状況が発生しない、これから追加で料金を徴収するという事はないということで、遡及適用も大丈夫だという、いろいろ判例等、事務解説等ございますので、そういったものも参考にしながら判断をさせていただいたところです。

議長（土門治明君） これにて3番、佐藤俊太郎議員の質疑を終了いたします。

4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 私からは、今回問題となりました大広間の使用料、それから個室の使用料、これの状況といいますか、実況について、実情についてお伺いしたいと思います。特に今回これが問題となったのは元年度ですから、平成30年度、元年度ぐらい、2年度はコロナがありますから、ちょっと参考にならないと思いますので、その2年度分くらいで実績をお知らせいただきたいんですが。

議長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 料金を値上げしてからの利用人数ですけれども、令和元年10月から翌3月まで、半年になりますけれども、1,601人、それから令和2年度が2,369人、それから令和3年度になりますけれども、これは11月30日までの利用者ですけれども、1,572人、合計で5,542人。それから、個室のほうを細かく今の区分けでいくと、令和元年度の10月から翌3月までが146件、令和2年度は214件、それから令和3年11月30日までが180件の合計540件になるようです。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 数もやっぱり相当程度の数がありますから、金額として220円、250円という金額ではありますけれども、積み上げればかなりの金額になってまいります。結構です。以上で終わります。

議長（土門治明君） これにて4番、佐藤光保議員の質疑を終了いたします。

5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 今まで3人の方の質疑を聞いて、あるいは最初の町長の提案理由の説明を聞いて思ったのですが、まず町長は提案理由で利用実態に即しとおっしゃいました。ところが、企画課長の説明等を聞くと、やはり提案理由というのは利用実態に即しというのはそれこそ提案理由に即さない言い方だというふうに私は思いました。やはりここは正直な物言いをしないと町民に理解がされないのではないかと思います。私もこの件をどうしようかなと思ったときに、ちょっと分からないことがあったものですから、民間の指定管理業務の実務に詳しい人に話を聞きました。そうしたところ、その人はどういうふうに言ったかといいますと、全く純然たる民間が、企業が、個人も含めてですけれども、民間が指定

管理業務を受けて、このような事態が起こった場合には、それはいわゆる指定管理契約違反になって、直ちに指定管理取り消される可能性も十分あるというお話でした。私は、まさにそうだと思うのです。申し訳ないですけども、遊佐町の場合はかなり、よくも悪くも交流促進施設株式会社と町の関係が近いということにおいて、ひょっとしたらそこら辺が、言葉は悪いですけども、なあなあの部分があったのではないかなというふうに思います。先ほどなぜ12月3日に分かってから事実関係を公表しなかったのかという話があって、説明があったわけですけども、私は納得できませんが、1つ、まず第1問目、企画課長にお聞きいたします。

企画課長は、その理由の一つとして、弁護士の見解であぼんの利用は民法上の契約行為、私法上の契約行為であって、利用者が料金を納得して利用しているから、問題ないのだという紹介をされました。弁護士がそういうふうにおっしゃったということでありますけれども、まずその弁護士というのは当然法律的知見を十分お持ちの方であります。決める立場の方ではないということはやはり申し上げたいと思います。裁判にかかって、裁判であればまた別でしょうけれども、弁護士はそうではないという前提なのですが、私は思ったのは、これは私の見解は、確かに契約行為なのだろうけれども、瑕疵ある契約行為ではないかと思えます。なぜかという、利用者が表示されている利用金額と、それとその当時の条例上の利用金額を見比べることができた場合、明らかに条例上のほうが低いわけですから、どちらを選ぶかといったら、それは条例上の金額を選ぶはずなのです。たまたま表示は幾ら幾らとなっているけれども、条例と金額が開きが明らかにあったと、その当時、それを知っていたならば、その契約者は条例上の金額をやはり選ぶと思うのです。そういう意味において、契約行為に私は瑕疵があったと思うのですけれども、それをもってして、だけれども私法上の契約だから、問題ないと言ってしまっているのかと私は思うのです。そこら辺は、企画課長は改めてどういうふうにお考えなのかお聞かせください。

議長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 問題はないということでございますけれども、表示については条例上の表示がなかったということにはなりますけれども、利用者はその料金の表示を見て利用しているということですので、そこについては問題がないという判断をさせていただきました。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） そんなことをおっしゃったら、表示金額が何ぼでもいいわけではないですか。むちゃくちゃな理屈なのです。表示金額が幾らだから、それを見て、納得してその場で払ったから、オーケーだになってしまうのです。そんなことを言ってしまったら、成り立たないです、物事。幾ら私法上であっても、それ認めたらそれ詐欺ですよ、悪いけれども。それを肯定するような理由をつけて、この条例を専決処分しましたというのは、それはやっぱり私はまずいのだと思います。

3問しか聞けませんので、次お聞きしますけれども、確かに実際のところ、返金は難しいというのは分かります。恐らく例えば宿泊であれば、利用者名簿があって、その方にお返しするというのもできるのでしょうかけれども、今回は多分そういうことではないのだと思います。コロナのことで名簿を作っているかもしれませんが、利用者名簿ないということも考えられますので、実際のところ、あるいはレシートを持ってきてもらって返すということも理屈上は可能ですけれども、実際この2年間以上あるので、もろもろ確認を取るのには確かに難しいというのは分かるのです。そこは分かるのですけれども、では専決

処分をして、遑及して条例を改正しないと、その問題が解決できないかという、必ずしもそうでもないと思うのです。確かに実際個人に何十円かずつ何月何日の分を返すのは、それは無理だとしても、自主的に実質的に返金ができる体制を取れば、それは一つの解決手段だと思うのです。例えばですが、具体的に申し上げて、これは企画課長としてどう思うかを見解をお聞きしたいのですけれども、例えば私思ったのは、まず12月3日に分かりましたと、差額が発生している。私だったら、まずその段階で利用表を条例に合わせた金額に値下げします。値下げした上で、それからその後正規に条例を改正すべきだと思うのですが、値下げしてから、要するに12月3日を起点として、令和元年の10月がそこが発生したときなので、それと同じ期間、いわゆる値下げした状態で運用すると。その後条例改正を適用させれば、恐らく2年数か月値下げ状態になると思うのですけれども、そうなれば実質的に料金を、実質的ですよ、個々には無理だとしても、利用者に戻せるのではないかと。そして、改めてちゃんと、専決処分ではなくて、条例改正をして、料金表と条例の金額合わせて運用すれば、そこら辺は納得していただきやすいのではないかと、現状よりはとったりはしたわけなのですが、そういう検討はしたのかどうか、あるいは今の考えどう思うかどうか、企画課長の、もしあれでしたらお二人から答弁いただければなおいと思いますけれども、答弁をお願いいたします。

議長（土門治明君） 池田副町長。

副町長（池田与四也君） おっしゃるとおりの部分も実はあるのです。というのは、この条例改正漏れが判明したとき会社で会議を開きまして、いずれは条例改正をとすることを念頭に置きながら、ではそれまでのような対応が可能なのかということの協議をしました。いろんな意見が出ました。おっしゃるとおり、条例に合わせて値下げをするという意見も出ました。遑って差額を返金をするという、できないかという話も出ました。ただ、現実的には厳しい、難しいぞと。それから、まずは問題解決、最終解決するまで無料化したほうが良いのではないかという話まで出ました。しかし、私の判断です、まずこのままで運用すると。これは何でかという話にもなってくるのですが、それから弁護士の見解なり、最終的に我々の最終判断というところのよりどころの一つにもなるのですが、つまり、めちゃくちゃだと言いましたけれども、全くそれには当たらないのです。つまり前提として、現在の料金が合理的な理由に基づいて設定されているという、その前提があるから、このような手続を取った。また、顧問弁護士もそのような判断をしてくれたというふうに我々認識しておりまして、当然その下での対応、協議、そしてこの決定になったということですので、その点ひとつ、消費税引上げというところで、これは遊佐町の入浴施設に限らず、全てかどうかまでは調査はしておりませんが、そのような対応を他の入浴施設もされているということですので、その点を酌んでご理解いただければよろしいかなというふうに思います。その前提が大切だと思います。

以上です。

議長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 料金について、一定期間損があった部分について値下げしておけばというお話もありましたけれども、いろいろ検討の中でも、実際に利用した方にちゃんとその分をお返しできるのであればいいのですけれども、これから利用される方はまた別の方という可能性もございますし、要らぬ混乱を招く可能性もございますので、今の料金のままという判断をしたのかなと思っております。

議 長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。3回目です。

5 番（齋藤 武君） 最後に、町長にお尋ねいたします。

私が全般聞いて思うのは、申し訳ないのですけれども、何かしらなるべくこれは表に出さないで済ませようというような感じが見受けられます。それは最初に申し上げたとおり、そもそも利用実態に即しという提案理由であったけれども、実際にはそれは私から見れば、理由としては不正確。12月3日に発覚した時点で、私はそれは事実関係ということに関して言えば、議会に説明するということは十分できたと思うのです。よく議会軽視と言われる言葉があって、私はあまりにも紋切り型なので、その言葉はあまり使いたくないのですけれども、議会軽視というのは、多分本質的には我々12人の議会議員をどうこうということではなくて、本質的には議会軽視は町民軽視だと思うのです。町民に確かに全員にお知らせするのは時間がかかる。だけれども、便宜議員にお知らせすれば、町民にお知らせしたいことが一種擬制されて、簡便な町民への説明にもなるわけですが、それすらされていなかったというのはやはり残念だと思いますし、あと副町長から猛省しているという言葉、それは前任者のことだというようなコメントがあって、いま一つ前任者のことも……

（何事か声あり）

5 番（齋藤 武君） ないですか。私は、猛省しているというコメントというふうに聞きましたけれども、聞いていませんか。

（「我々が」の声あり）

5 番（齋藤 武君） 分かりました。ただ、副町長が申し訳なかったと言うまでは、そういう話は、申し訳なかったというフレーズは出てこなかったわけです、この質疑の中において。ですよね。そういうことで、要するに町民がどう思うかということ考えた場合に、いろんなやはり対応の仕方があるだろうということで、1つ町長の責任をどう考えるかということを確認したいと思います。いろんな責任の取り方、責任の所在を明らかにする方法はあると思うのですけれども、ほかの市町村の事例を見ると、例えばですけれども、減給というのがあったりします。町長報酬は、この議場の中にいる中で一番高いということは誰もが分かっている、その高いというのは、ただ町長がいい生活をしたから、高いのではなくて、私は責任給だと思うのです、生活給以上に。ということは、何かがあったときには減給する部分が当然含まれての報酬だろうというふうに思うわけですが、一つの方法として減給、何分の1、何か月というのも十分ありだと、ほかの自治体の事例を見れば考えられるわけですが、そういうことも含めて、今回町長はどのように責任を感じて、具体的にどういうふうに行動するおつもりなのかを最後確認をしたいと思います。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 一議員から、不祥事だから、町長、責任取って減給せよという発言をいただいたのは、町長になって初めてです。実は私は、報酬自体は10%減額ずっと、満額はもらっていません。そして、もう一つ、この事件の最大の課題は、実は8%から10%に消費税が上がった、それが令和元年の10月であったということが大きな原因だと思っています。その時点で指定管理をいただいている総合交流促進施設株式会社が料金の全体を見直しをしたいということを言っていたときに、当時、昭和62年にオープンしたあぼん西浜についての消費税10%という、非常に大きいです、あの金額の中での10%、その当時はや

っぱり条例としての10%したらどのぐらい金額上がるということを想定をし得なかったということ、それからまた令和の10%の消費税アップのときに、あぼん西浜の基本的な料金だけは、やっぱり町民を優先、生活を優先する愛好者の皆さんを考えれば、値上げはしてほしくないですねという話は、たしか申入れしたことは、前社長に、そんな記憶があります。やっぱりその辺は配慮してほしいと。これは、やっぱり町民の全ての皆さんから、ですからその後にご子供さんは土日は無料でもいい、料金なしでもいいですよという形を進めさせていただいております。やっぱりなるべく負担をなしにして、安く、あぼん西浜、いわゆる健康のためにも子供たちにも無料で、オンシーズンの混むときならあれですけども、土日についても今も無料の料金を継続させていただいていると思っています。それら等について、何も、ただその中での8%から10%になったときに、たまたま総合交流促進施設株式会社の中での決定で条例を越すようなことが起きてしまったと思います。ただ、その会議の中に行政がしっかりとやっぱり会議に入っていなかったということが逆に問題であろうと私は思っています。今度は、新年度からになります、やっぱり行政の係が、係長職等、その会議に、経営会議に参加をさせていただいて、法令にかなう形でできるものなのかどうか、その辺をしっかりと体制を洗い直すということ、行為をして、責任を果たしてまいりたいと、このように思っています。

以上であります。

議長（土門治明君） これにて5番、齋藤武議員の質疑を終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

4番、佐藤光保議員。賛成討論ですか、反対討論ですか。

4番（佐藤光保君） 反対です。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。賛成討論ですか、反対討論ですか。

5番（齋藤 武君） 反対討論。

議長（土門治明君） それでは、4番、佐藤光保議員、登壇願います。

4番（佐藤光保君） 反対討論をいたします。

私がこれに反対しなければというふうに思い至った理由は、思い出すのですが、私がこれがかかった、元年の9月議会だったと思いますけれども、それは私も議員になったばかりで、それでしかも10月には消費税の10%への引上げが控えているということで、かなり私も気を遣って、この関連の議案、ほかにも消費税引上げを理由にする料金引上げの議案が出ていたと思います。そういったものについても一々気にして質疑をした記憶があります。そういった点で、そうしたら今になってこういう大きなというか、最も基本的な部分が抜け落ちていたと。そのときの討議する機会を逃したということで、例えば弁護士への相談の理由とかいろいろありましたが、いかなる理由があるにせよ、私としては反対せざるを得ないということとを表明しておきます。

以上です。

議長（土門治明君） 続いて、5番、齋藤武議員、登壇願います。

5 番（齋藤 武君） 反対の立場から討論を行います。

この専決処分は、数多くの問題があります。まず、何よりも条例改正以前の問題として、事態発覚後に議会と町民に事実関係を知らせなかったということであります。消費税の適切な転嫁ということはクリアしながらではありますが、例えば一度利用料を条例の金額と同様に引き下げ、事実関係を発表し、謝罪するということは昨年12月の段階でできたことであります。そして、その後改めて議会で条例の改正を、専決処分ではなく、通常の手続で行うことはできたと考えます。このことから、私はこの条例を専決処分する必要性はなく、ましてや、より慎重に扱うべきである遡及適用を認めることはすべきではないと考えます。今回の事例に接して感じたのは、町長をはじめ町当局は、果たして町民の方向を向いているのかということです。きちんと町民の方向を向いているならば、善後策としてこのようなことは起こらなかったと考えます。

なお、専決処分案件が否決されても、専決処分そのものは覆らないとされています。ただし、地方自治法第179条第4項では、専決処分について承認を求める議案が否決されたときは、地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならないとあります。ここに否決する実益があります。つまり町は、これまで事実関係を町民には知らせていませんし、この先知らせるといふことは何ら保障されていません。しかし、この専決処分が否決されれば、法的に町は必要と認める措置を講ずることが義務づけられます。必要と認める措置とは抽象的ではありますが、具体的には町民に対する事実関係の説明や謝罪などが考えられます。当然のことではありますが、私たち議員は町民によって選ばれて、この場にいます。それを考えれば、結論は明白だと考えます。議員各位の賢明なご判断を望み、反対討論を終わります。

議長（土門治明君） これにて討論を終了いたします。

これより議第4号 鳥海ふれあいの里保養施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は起立により承認することにいたしますので、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（土門治明君） 起立少数です。

よって、本件は原案のとおり承認しないことに決しました。

次に、補正予算の審議を行います。

お諮りいたします。補正予算の審議につきましては、臨時会でございますので、先例により補正予算審査特別委員会を構成しないで本会議において審議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本会議で審議することに決しました。

日程第7、議第5号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

1番、本間知広議員。

1 番（本間知広君） 概要書に載っていない部分がありましたので、ちょっとお尋ねをいたします。

民生費の、第10号の6ページです。下のほうです。民生費の社会福祉総務費で、国県支出金のほうで4,000万円、同額が一般財源のほうで減額になっております。これは、何かしら事業がコロナの給付金で充当になるといふことなのかなというふうには推察できるのですが、この辺少しご説明をお願いしたいと思います。

議 長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） この財源の付け替えというかに関しましては、今回、国の補正で新型コロナウイルス感染症の地方創生臨時交付金が追加で交付になっております。その中で、12月議会で高齢者等生活応援商品券事業を行っておりますけれども、その財源につきまして、一般財源からこちらの交付金のほうに財源が替わったという中身になります。

以上です。

議 長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1 番（本間知広君） もう一つ、これも同じようなことなのだろうとは思いますが、農業振興費のほうでも1,450万円、同じような形になっておりますけれども、そちらのほうも説明をお願いしたいと思いません。

議 長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） こちらにつきましても、議員おっしゃるとおり、産業課の米価下落対策支援事業助成金ということで、12月議会で補正した分についての財源の付け替え、一般財源からコロナの交付金のほうへの付け替えということになります。

以上です。

議 長（土門治明君） これにて1番、本間知広議員の質疑は終了いたしました。

2番、那須正幸議員。

2 番（那須正幸君） それでは、私からは商工振興と観光施設の整備というところのキャッシュレス決済促進支援事業委託料についてお伺いします。

今回は6,400万円ほど、その中でキャッシュレス決済のほうで合計で6,341万円という形で補正の予算が計上されております。今回は、2か月の予定が1か月で終わってしまったというような経歴があって、ぜひやりたいのだという説明は受けておりましたので、その中で内容の確認をちょっと伺いたいと思いますので、よろしくお願いたします。今回は、1回の限度が2万円という形で1か月5万円でした。その還元率で1万円の還元率という形でしたが、今回も1か月というふうな形でありまして、1回の利用上限は同じく2万円という形で1か月5万円という上限の利用の仕方でのいいかどうか、まず1つお聞きしたいと思います。

議 長（土門治明君） 渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君） お答えさせていただきます。

ただいまご質問いただきましたのは、第二次キャッシュレス決済導入促進支援事業の内容の中での付与上限のところかと思われます。今の議員からお話ありまして、前回8月に実施いたしました際には1か月の付与上限を1万円、1回当たりの利用上限としましては4,000円という設定をさせていただいてお



りましたけれども、これにも若干理由がありますけれども、なるべく多くの店を皆さんから回っていただいて、使っていただきたいということもございまして、1回当たりの付与額の上限を4,000円とは設定をしておりましたけれども、実際そういった効果が見られないのかなど。逆に、付与上限が低いことによりまして、高額商品のほうに充てられないとか、そういったお声もいただきましたので、今回実施する段に当たりましては、1回当たりの付与上限を1か月当たりの1万円と同額に設定をさせていただきたいと思っております。それによりまして、5万円の1回当たりの買物にも1万円、1回当たりで付与がなるといった制度設計にしたいと思っておりますのでございます。

以上です。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 大変すみません。私の聞き方が悪くて、金額のちょっと差が出てしまいましたが、1回の2万円の使用料に対しての上限が、補助金が4,000円というお話ですので、そこは了解いたしました。前は、いろいろな方々からご意見がありまして、上限が1回が2万円で、1か月5万円だということのお話でしたので、その中でやはり2か月あるという内容でのお買物をされた方も多々ありまして、その翌月の支払いに関してはどうなるのだというようなことがよく苦情として言われました。今回は1か月5万円の使用が可能ということでありますので、そういったところもまだ私たちのほうには詳細が来ておりませんでしたので、この場でちょっとお聞きをしたいと思いますので。

それから、もう一つ確認ですけれども、20%還元が1か月実施というふうな形であります。前は、1か月で足りなかった分を補正を出したというふうな記憶がありますけれども、今回はある程度の余力を持つての予算の配分ということで、国からの予算と一般財源から1,300万円ほど多分今回は出ているのかなどは思いますけれども、それによって1か月で終わるのか、もしくはこの予算に達したところで1か月たたなくても終わるのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（土門治明君） 渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君） お答えいたします。

前回の話を若干させていただきますと、経過といたしましては当初6月補正で2,278万円計上させていただきました。その後、予想を上回る利用が、反響が大きかったということもございまして、実際はキャンペーン期間終了後の9月補正におきまして、3,000万円追加をさせていただいたところでございました。合わせまして5,278万円という事業費の中で実施をさせていただいたわけですが、最終的には実績額といたしまして3,768万8,034円という決算額といいたし、実績額となっておりますので、今回の補正におきまして、もともと予算で確保しておりました5,278万円から差し引いた不用額、こちらを減額補正というふうにさせていただいております。1,509万1,000円を減額補正という計上とさせていただいております。ただいまのご質問ありました内容からいたしますと、かなり今回は前回の反省もございまして、ある程度余力を持った予算を計上させていただきたいと、途中で中止をすとか、そういったことがならないようにという配慮をさせていただいたものでございますので、この総額、こちらで想定をした額での予算化をさせていただいておりますけれども、前は8月ということもございましたし、いろいろ人が動いた時期ということもありました。ただ、今回はまた情勢も変わってきておりますので、一応この予算の範囲内で収まるものと想定をしての事業の実施とさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今課長のほうからお話がありまして、予算の範囲内ということであれば、チラシ等には予算の範囲内に達したらというふうな文言をやはり入れるべきであると、そのほうが混乱を生まないと私は思っております。これが1か月間という期間であれば、今このオミクロン株がどのぐらい、町内でも発生していますが、どのくらい発生するのかまだ分からない状況の中で、やはり皆さんキャッシュレスというのは、今感染対策のためにキャッシュレスになっているので、意外と利用者が多くなるのではないかなと私は反対に思っています。そういったところも踏まえて、上限を決めているのであれば、また補正とかというふうになると一般財源から出すような形になってきますので、あくまでもこれは町民の税金ですので、やはり予算を決めているのであれば、これに達した時点、もしくは1か月というふうな文言を私は入れたほうがとても親切ではないかなと思っておりますので、その辺のところのご検討はいかがでしょうか。

議長（土門治明君） 渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君） ありがとうございます。ご指摘はごもっともだなというふうに思っておりますし、前回やらせていただきましたときも、表現はちょっと分かりにくかったかもしれませんが、途中で中止と、ストップとなる場合もございますといったような表記はさせていただきましたので、同様な形でチラシなりホームページなり、告知をする際にはそういった旨も記載をさせていただきたいと思っております。

議長（土門治明君） これにて2番、那須正幸議員の質疑を終了いたします。

3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 私もキャッシュレス決済についてお尋ねをいたします。

キャッシュレス決済、非常にいい施策であるとは思いますが、多々あるキャッシュレス決済事業者の中で、前回も1企業でしか特典を得ることができないという状況でございました。私は、個人的にはペイペイは使っておりません。私だけでは多分ないと思います。広く利益を得るためには、キャッシュレス決済事業を展開している他企業を選別しなかった理由は前回ご説明をいただきました。しかし、町民、一般の方々を思えば、やはり選択肢をもっと広げるべきではないのかと私は考えてございます。この件についていかがお考えですか。

議長（土門治明君） 渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君） お答えいたします。

キャッシュレス決済の促進のためにPayPay社と連携をして事業をさせていただいてきたわけですが、議員おっしゃいますとおり、ここだけがやっているわけではないと、ほかに様々な企業のほうで同様のQR決済とか、そういったものを扱っているところがあるわけですが、明確な回答にならないかもしれませんが、いろいろな情報等を見ますと、やはり全国的に一番利用者が多いのがペイペイだといったところが一番の理由かなというふうにこちらでは思っておるところでございます。まして利用者の方から選択できるようにするといったやり方もあろうかとは思いますが、実際ほかでやられているところのお話も若干耳にはしておりますが、なかなかそれぞれのお店側からの対応で

すとか、相手とされるキャッシュレス決済事業所とのやり取り等が増えたりとか、あとは予算も増える傾向にもあるといったような話も聞いておりますので、現在のところ、前回行いましたペイペイの効果が絶大だということもございますし、アンケート調査などもさせていただいたわけですが、おおむね好評だったということもございまして、同様なPay Pay社との契約を結んでの実施とさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） それは前回もご説明をいただいて、理解はしております。しかし、町民の選択肢を広げるために、やはり町としては努力、汗をかくべきではないかと私の思いを伝えて、この質問は終わります。

以上です。ありがとうございます。

議長（土門治明君） これにて3番、佐藤俊太郎議員の質疑は終了いたしました。

4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 私もキャッシュレスのことについてお尋ねします。

私は、キャッシュレスについては、8月の1か月で途中でやめざるを得なかったというあの状況のときに、これもなかなかユニークなケースで、ある意味では遊佐町らしいなと、遊佐町の力が出たところだなと思って見ておりました。ところが、またここで3月のぎりぎりにかけて、どうしてももう一回やるというお話なので、ちょっと私としては意外なのですが、これは何か交付税の関係でノルマ、目標みたいなのがあるのですか。そこをお尋ねしたいと思います。

議長（土門治明君） 渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君） お答えいたします。

このペイペイ事業を実施する際には、やはり国からの地方創生臨時交付金、こちらの手だてが整った時点で実施をしたいということでお話をさせていただいたかと思っております。それでいきますと、年度内に使い切るとか、そういったことは求められてはおりませんので、仮に繰越しをして来年度実施すると、そういった選択肢もあろうかとは思いますが、こちらでこの時期に、3月に設定させていただいた理由といたしましては、やはり当初、年内といいたしでしょうか、2か月間やる計画をお示しをした中で1か月間で中止せざるを得なかったということがありまして、商工会さんのほうからも年内の実施を強く要望されていたわけでした。ただ、年内にはちょっと間に合わなかったわけですが、できるだけ早く、早期に実施をしたいという思いもずっと持っておりましたので、国から昨年、12月の末の段階で町に対しての臨時金の配分額が示されまして、それを受けて、一番早く実施できる時期はどうかといったところを模索したところでした。それでいきますと、当初2か月ぐらいは準備にかかるのかなというふうに思っておりましたが、何とか3月1日からの1か月間の実施は可能であろうということがPay Pay社との相談の中で見えてまいりましたので、今回の臨時会に上程をさせていただいて、3月実施につなげていきたいということでございました。

あと、理由としてはでございますけれども、3月という月につきましては、4月から新しい生活を迎える方もいらっしゃるということもありますので、何かと物入りの時期にこういったキャッシュレス決済を

使っての支援ができれば喜ばれるのではないかということも理由としてございます。

以上です。

議長（土門治明君） これにて4番、佐藤光保議員の質疑は終了いたしました。

7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） ちょっと生活的な関連する事項についてお伺いいたします。

8款の土木費のほうについてお尋ねします。ここに12節の委託料ということで除雪委託料3,000万円、私の記憶ですと当初予算2,000万円、その後3,000万円、それで今回新たに3,000万円というふうに理解しております。去年の決算書を見ますと、8,576万円ほど実績が実際あるようです。ただ、最近非常に雪が多くて、朝4時頃から本当に委託を受けている除雪の方々、除雪車の音で目が覚めるほどの勢いでかなり朝早くから除雪をしていただいているということは非常に感謝申し上げることだと思います。ただ、この見通しで見ますと、令和元年の年は自分の記憶でいくとかなり雪が少なかったということでしたが、毎年6,000万円、7,000万円くらいで推移して、先ほど言った令和2年は8,756万円でしたっけ、この3,000万円のプラスでほぼ今年は見通しが立つという状況を見ているのかということがその質問です。

それに付随しまして、現状を申し上げますと、実は私の住んでいる場所の付近で高速道路の工事がやられております。そうしますと、昨日もちょっと行き違いしたのですが、かなりの大型車両があそこを通ります。そうしますと、あそこに児童の安全のためにガードレール設置されているものですから、当然排水路には落とせないということで、道路の約4分の1くらいですか、通行できない状況になっています。そんな中で、昨日、何でしたっけ、ロータリーで飛ばす機械、それでやっていたものですから、ああ、いいなと思いましたら、学道に關係する部分であと終わっていましたが、そういうことを申し上げますと、先日実は私通っていたときに、交差点である車が道路を間違えまして、田んぼに入っておりました。そのぐらい見通しの悪い状況もありますので、1つ地域生活課長にお伺いしたいのは、先ほどの3,000万円と、職員の方のパトロールといいますが、その辺どのように実施になっているのかということだと思います。実はその延長線上で、劍龍神社のところに鳥居あります。あそこのスーパー農道と県道371の交差点、地元の方が一昨年だか事故を起こしまして、県外の方と事故を起こしたということもあって、地区の駐在の方にも話をして、いろいろ安全策をお願いした、地区のまちセンのほうでもしたそうですが、やっとなあそこにもカーブミラー、先日設置になって、非常に安全が確保になったということなのですが、実はその延長線上の高瀬川の橋が架かったところから若干行きますと防雪柵あるのですが、あそこ川の間が防雪柵ないものですから、ちょっとそこも実は私の走っている前の車が横になったりして、先日あったものですから、そういうことも含めて、町の職員のほうがどのようにパトロール等なされているのかを含めて質問させていただきます。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

今年度も12月25日から降り始めた雪、そして年末年始、そしてその後においても毎日大雪の状態になってございます。除雪の委託料の予算でございますけれども、議員おっしゃったとおり、当初で2,000万円、そして9月の補正で3,000万円いただいておりますので、現予算で5,000万円の予算となっております。これからの支出予定も含めました委託料の概算の経費になりますけれども、1月6日現在の状況でござ

います。12月分の除雪経費で今年度は1,540万円、昨年度は1,359万4,000円でしたので、約200万円弱ほど今年度多く12月分については支出になってございます。そして、1月1日から1月6日まで、約1週間でございますけれども、今年度は1,260万円。そして、その他の経費といたしまして、防雪柵やポールの設置、そして看板の設置も実施しております。それから、春先になりますと、それらの防雪柵の撤去費、これからの経費も含めると約1,500万円ほどかかる予定になってございます。あと、準備経費、当初の段階で業者さんにお支払いした分が290万円、そして待機料の見込みということで例年七、八百万円かかっていますけれども、まず780万円くらいでしょうということで積算をいたしました。ということで、1月6日現在になりますけれども、これら支出トータル見込みますと、5,000万円を超える状況でございます。天気予報、この辺、長期予報を確認してみますと、これからも寒気の流れ込みが多く見込まれるようでございます。それら除雪経費が増すことが予想されますので、今回3,000万円の補正をお願いしたいということでございます。トータル8,000万円という予算をお願いしたいということでございます。過去年の実績を見ましても、昨年度は大雪でございました。約8,600万円、実績でございます。少雪でありました令和元年度は約3,500万円、そしてその前の年、平成30年度は約6,000万円、平成29年度は約7,000万円ということでございますので、まず8,000万円準備すれば、何とか今シーズン対応できるのではないのでしょうかということで、今回3,000万円をお願いしたところでございます。

あと、パトロールの状況でございますけれども、冬期間を含めまして、通年としまして道路作業員の方2名雇用してございます。冬期間につきましては週3回でございますけれども、主にパトロールしていただくのが地吹雪によりまして吹きだまりつくところを中心に、ポイント、ポイントを絞ってパトロールをさせていただいております。その状況を土木係のほうにご連絡いただきまして、状況によって日中でも除雪出動させまして、対応させていただいております。なお、地吹雪等で1班体制でパトロールしかねないときにつきましては、課内で応援いただきまして、2班ないし3班体制で、それで地吹雪で吹きだまりつくところを分け合いながら、班体制を組みながらパトロールさせていただきまして、状況により除雪を実施しているということでございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 先ほど言った野沢と高瀬川の付近、あそこについては去年だかおとしですか、これまた福祉介護事業所のワゴンですか、それがガードレールちょうど空いているところあって、そこに入っていったところもちょっと遭遇したものですから、できればそういう状況をパトロールして、早めに対応していただければなど、そう思います。

それでは、産業課のほうにお尋ねしますが、7款の商工費、1項の商工費のところでは新型コロナウイルス感染症対策第三次緊急経済支援事業ということで1,600万円ほど計上されております。これを付記を見ますと宿泊旅行業、それから50人以上収容の宴会場を有する飲食店等ということで、12月、1月、2月ということで11件という概要書に記載があります。私も去年の暮れですか、何年かぶりでちょっと懇談の場所に行かせてもらったこと、最近はそのような懇談の場がないということであります。やっと改善になってきましたら、オミクロン株というコロナのこういう状況で、また先を見通せないという状況もありますが、この内容の概要について、産業課長のほうにお聞きしたいと思います。

議長（土門治明君） 渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策第三次緊急経済支援事業助成金1,600万円でございます。こちらにつきましては、まず新型コロナウイルス感染症の影響が、オミクロン株の感染拡大とか、そういった傾向にある中ではございますけれども、町内の事業所につきましては大変な時期が続いているという認識では持っておりますが、特に町内の宿泊業、旅行業、中規模宴会場を営業する飲食店が支障を来しているといったような認識の下、第三次の助成金制度を実行させていただきたいということでございます。内容につきましては、前回の第二次の助成金事業と枠組みは全く同じでございます。宿泊業で想定されますのが7事業所、飲食業、50人以上収容する宴会場をお持ちの飲食店、こちらが2事業所、生活関連サービス業といたしまして旅行業に関しましては2つの事業所さん、合わせまして11ということで想定をしております。1件当たり30万円一律に支給させていただきまして、令和3年度の12月から2月までと令和元年度の12月から2月までの粗利額の減額分の50%を上限として助成をさせていただくものでございます。2月までの分というのはまだ予想も立たないわけですが、まず前回と同様の金額1,600万円を一応計上させていただいて、実績に応じてお支払いをするというものとなっております。こちらの事業につきましては、地方創生臨時交付金、令和3年度の繰越分といたしまして800万円充当する計画とさせていただいております。

以上です。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。3回目です。

7番（菅原和幸君） では、3回目ですので、最後に健康福祉課長のほうにお尋ねします。

今日の専決を含めた補正を見ますと、子育てという字句がすごく目立つ補正の内容でございますが、最後に民生費のところの社会福祉費のところちょっと1点だけ、先ほど人数を質問された議員もいらっしゃいましたが、子育て世帯等臨時特別支援事業ということで付記にあります。10万円、これはよく聞かれるような額なのですが、対象者が40人ということで概要書に載っております。合わせて10万円掛ける40人で400万円という補正の内容のようですが、これについて質問して、私の質問を終わります。

議長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） お答えいたします。

今現在子育て世帯への臨時特別給付金の事業ということで進めております国の事業でありますけれども、それにつきましては、対象が所得制限によって外れる方がいらっしゃるといって、その外れた方に対して今回10万円を給付するというものであります。なお、財源につきましては地方創生の臨時交付金が該当することになりましたので、その一部を充てるということでこの事業を実施するものであります。その中で人数40名ということで上げさせていただきました。先ほど説明しましたように、町で支給している児童手当、その中で特例給付というのがあるのです、所得制限を超えた方々については、その特例給付によって把握できる方については30名、そのほか先ほどなかなか把握できないと説明しました公務員、それから町外に子供がいる世帯につきましては、こちらで10名ということでまず考えまして、合わせて40名ということで人数を出させていただいたところです。

以上です。

議長（土門治明君） これにて7番、菅原和幸議員の質疑は終了いたしました。

5 番、齋藤武議員。

5 番（齋藤 武君） 最初に、地域生活課長に除雪経費に関してお聞きいたします。

先ほどやや似たような話があったのですが、私としてはまずこの時間、2つお聞きします。1つが、これは今回に限らず、いつも常任委員会等でもお聞きしているつもりであるのですけれども、お金はあっても人がいないということを私はやっぱり恐れます。どの業界も人手不足と言われている中において、ましてや重機の運転というか、除雪作業というのはかなり気を遣うと思いますので、誰でもできる、すぐやってください、はい、できますということではない。そういう中において、今年のように雪が多い、日中、夜間も走らなくてはいけないという状況において、人が確保されているから、除雪されているのでしょうけれども、例えば過度な負担かかっていたりとか、そういうことが生じていないかということをお聞きしたいので、そこら辺の実態がどうかというのを確認したいと思います。それが1点目です。

もう一点としては、これはちょっと話細かいのですが、今年は吹きだまり等が多くなっています。除雪は、路線ごとに除雪担当が決まっているはずですが、例えば縦道路、横道路、山と言ったりしますけれども、そうすると担当路線に行くまで機械が回送して、要するにブレードを上げて運行するということがあるといいます。その途中で、例えば明らかにこれは吹きだまりで、このままではまずいというような場面に出くわしたときに、自分の担当路線でないとしても、緊急避難的にそこを雪のけをするというような融通の利かせ方がされているのかどうか、ちょっと私は実態が分からないものですから、もちろんやたらめったら、当然細かい注意箇所もあるので、そうそうやたらめったらできないと思うのですけれども、あくまでもこれはまずいという特段緊急箇所の対応ということに限るとは思いますが、そういう部分で路線の融通というのですか、そういうものがされているのかどうか、この2点を確認お願いいたします。

議 長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

オペの確保ということで、1点目のようでした。機械を準備しても、オペがいなければ除雪ができないということが、そのような状況が生じるかと思っておりますけれども、業者さんのほうで除雪作業に関わっていない業者さんのほうにお声をかけております。今年度から1業者新たに参入していただきました。そのような形で少なからず1業者当たりの除雪路線延長減ってございますので、今年度に当たっては、若干でございませうけれども、オペの皆さんの負担が軽減になっているという状況でございませう。

2つ目でございます。空走りで、町道路線であっても、自分の担当路線でないで除雪していないのではないかとご質問でございましたけれども、この辺は県道以外につきましては、その前に町のほうで指示する前に業者さんのほうで気を遣っていただいて、吹きだまりある箇所につきましては、町道であれば、路線全体ではないのですけれども、吹きだまりある箇所であれば、その辺気を遣っていただいて、業者さんのほうでその辺は対応をさせていただきます。なお、改めてその辺、業者さんのほうにも空走り極力ないように、緊急対応的な場所につきましては、改めて除雪してくださいということでお願いをしてみたいと思います。

以上でございます。

議 長（土門治明君） 5 番、齋藤武議員。

5 番（齋藤 武君） 道路というのは町道だけではなくて、町道と県道が交差している場面、あるいは

町道と国道が交差している場面等、いろんなケースがあると思います。町道だけではないということも考えられますので、必要に応じて、なさっていると思うのですけれども、国だとか県だとかとも連絡取って、そういうような十字路等のことも併せて引き続き目配りをお願いしたいと思います。

それから次に、産業課長にお尋ねいたします。先ほど来話が出ております、いわゆるペイペイ20%還元の話ですけれども、私の認識としては、現金を介してコロナウイルスがうつるということはないとは思っているのですが、ただ経済支援策が必要だという考えもあります。その中でやはり1つ心配なのが、人が、要するに買物に出る。町の人ではない人が、前回の例を見ると、町外からのお客さんが見えると思うのです。そういうこと自体、決して悪くないのですけれども、その時点がどうなっているか分かりませんが、いわゆるコロナウイルスが蔓延している状態で還元期間に突入した場合、町外からのお客さんが少なくとも今の状況よりはいらっしゃると思いますので、それを不安に思う町民の方も当然いらっしゃるのだと思うのです。ですので、やはり経済対策は大事だけれども、そういう不安に対してのメッセージをちゃんとしっかり出すべきだろうし、店頭においてのやり取りも、そこら辺を気を遣ったやり取りをするということは当然必要だと思うのですが、今までのやり取りではちょっとそこら辺が見えてこなかったものですから、どのように、これは産業課だけの話ではなくて、ひょっとしたら健康福祉課の管轄になるかもしれませんが、今回は産業課の案件ですので、産業課長にお聞きしますけれども、どのように考えているのかをお聞かせください。

議長（土門治明君） 渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君） お答えいたします。

3月にペイペイを使ってのまた経済支援事業をやらせていただくに当たっては、やはりコロナウイルスの感染状況がどうなのかといったところも一つの懸念材料ではございます。そういった中であって、国からの臨時交付金の位置づけの中に組み込まれている事業ということで認識をしておりますので、こういった中であって進めていくべき事業だというふうには思っております。

あと、町外から多くの方が遊佐町に来て、お金を落としていただくといったこともあろうかと思えますけれども、現状でいきますと、町内外を問わず感染者が出ている状況ではありますので、やはりこれまでの感染予防対策をきちんとしっかりしていただいて、お店側からもきちんとした取組をしていただいて、何とか感染が広がらないような体制を整えていただいた上でお客様を迎えていただくと、そういったことが大事なのかなというふうには思っているところでございます。仮に最悪の事態といいましょうか、町内でクラスターが発生しましたりですとか、そういったことも想定もされるわけではありますけれども、そういった際にはまた改めて、町にもコロナウイルスの対策本部会議等もございまして、そうした中で協議をいただいた上で、実施、中止、延期、そういったことの検討もしていきたいなというふうには思っております。

以上です。

議長（土門治明君） これで5番、齋藤武議員の質疑は終了いたします。

10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 議運の委員長としては大変不本意な質問をさせていただきます。

なぜかという、コロナ対策で国庫補助金で予算が入り、それを緊急経済対策等に使用しております。



今日の臨時議会で何かにかコロナウイルスの対策、町にはコロナ対策の本部があって、たしか昨日の夕方、その対策本部を招集して、会議をしたということでもあります。今毎日のように遊佐町でも新型コロナウイルス感染者が出ております。何でこの議会でその説明がないのかなというふうに思っております。議会の中の質疑、討論には入っておりませんが、先ほど冒頭に町長が岩石採取等による最高裁の判決が25日にあるのだというような話をさせていただきました。その情報はありがたいというふうに思っておりますが、今一番コロナで町が大変なときに、議会に対してこの議場で説明がないというのがいかなものかというふうに私は思っております。大変不本意な質問であります、議長に対して、ここでは答弁はしなくてもいいのであれば、議会終了後、そのことに対して町当局から私は説明を願いたいというふうに思っておりますが、どうでしょうか。

議長（土門治明君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

要望があれば、こちらのほうとしては答弁を、そういう準備がございますので、もし必要とあらば決めていただければと思います。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 対策本部会議、31回になりました。議会事務局長が参加しているわけですから、終了後に議長に報告して、それでその中身を議会の皆さんに伝えていただくというのを踏めば、毎回毎回の感染症対策、何も秘密でやっているわけでないですから、その手順しっかり踏んでもらえば、それありがたいと思っています。

以上であります。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 31回と言いましたが、今町としては非常事態です。出ているのです、現時点で。それが家族内の、クラスター等も含めて、非常にこれから感染が広がるような要素がありますので、まずは、局長が出ているから、局長から聞いてほしいという話であります、はっきり言って新たにしっかりした場を設けて、その都度、今まで酒田から出たからではなくて、現時点、町で今起こっていることでありますので、そのような対策はしっかりタイムリーにやはり議会のほうへ報告するべきだと私は思っております。そのように思っておりますので、対策を願いたいと思います。

議長（土門治明君） これにて10番、高橋冠治議員の質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第5号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって第553回遊佐町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

（午前11時57分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

令和4年1月21日

遊佐町議会議長 土 門 治 明

遊佐町議会議員 齋 藤 弥 志 夫

遊佐町議会議員 本 間 知 広